令和８年（フ）第２３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根鑓水210番地14
破産者　篭嶋　裕之
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４４号
宮城県白石市大手町４番１―301号　レジデンス大手町301
破産者　佐藤　貴耶
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第２１７６号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目12番２―602号
破産者　斎藤明日香
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３０３９号
横浜市中区石川町１丁目59―５　ラ・レジダンス・ド・ピエール104、住民票上の住所東京都港区白金６丁目２番12号（開始決定時の住所）横浜市中区松影町３―９―３　まいにち壱番館907号室
破産者　佐藤　陽子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目５番18―505号
破産者　高橋　芳成
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６号
川崎市川崎区京町２丁目22番４―409号　京町ビル
破産者　羽田　敏人
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１３号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目２番12号
破産者　川辺　英司
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５２号
横浜市鶴見区本町通４丁目174番地２
破産者　古畑　雅志
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５４号
横浜市港南区東永谷１丁目15番26号　レオパレス東永谷103
破産者　北山　貴章
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９６号
横浜市西区高島２丁目11番２号　スカイメナー横浜311号
破産者　馬目　　淳
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１５号
横浜市都筑区川和台18番３号
破産者　岡本　俊巳
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１３９号
神奈川県大和市南林間６丁目１番９―305号
破産者　渡邉　守洋
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１７６号
横浜市港北区綱島東２丁目７番44号　Ｔ―ＳＴＹＬＥ201号室
破産者　岡本　啓伸
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１９２号
横浜市港北区日吉５丁目15番12―307号
破産者　井内　将貴
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５１０号
岩手県八幡平市大更第19地割22番地２　スカイハイ１号、開始決定時の住所新潟市南区西白根1473番地
破産者　秋山　大輝
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７号
新潟県新発田市東新町１丁目７番11号
破産者　石井　貴弘
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第４２号
新潟県阿賀野市保田3811番地１
破産者　長谷川美佐子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第１０号
長野県小諸市甲2171番地１　ビレッジハウス小諸２―504
破産者　三澤　　悟
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（フ）第９０号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1060番地３南湯舟県営住宅77号、住民票上の住所長野県伊那市美篶5238番地４
破産者　赤羽　一三
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部